

平成 27 年 7 月 3 日

各 位

外国投資法人名	iシェアーズ・インク
代表者名	トレジャラー兼チーフ・フィナンシャル・オフィサー ジャック・ジー
管理会社名	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (管理会社コード 15814)
代表者名	マネージング・ディレクター ジャック・ジー
問合せ先	(代理人) 西村あさひ法律事務所 弁護士 濃川 耕平 (TEL. 03-5562-8500)

iシェアーズ ETF-JDR の分配金確定のお知らせ

iシェアーズ ETF-JDR に関する分配金につき、下記の通り一口あたり分配金単価が確定いたしましたのでお知らせ致します。

記

銘柄名 (銘柄コード)	分配金の支払に 係る基準日	分配金 支払開始日	1口あたり分配金 単価〔円〕	参考情報：信託財産である外国 ETF の分配金支払に係る基準日			
				分配金の支払に 係る基準日	外国の主たる市 場における分配 金支払開始日	外国の主たる市 場における 分配落日	1口あたり分配金 単価〔米ドル〕
iシェアーズ エマージング株 ETF (MSCI エマージング IMI) (1582)	平成 27 年 6 月 29 日	平成 27 年 8 月 7 日	37	平成 27 年 6 月 29 日	平成 27 年 7 月 1 日	平成 27 年 6 月 25 日	0.448470
iシェアーズ フロンティア株 ETF (MSCI フロンティア 100) (1583)	平成 27 年 6 月 29 日	平成 27 年 8 月 7 日	50	平成 27 年 6 月 29 日	平成 27 年 7 月 1 日	平成 27 年 6 月 25 日	0.603929

(補足)

現在のところ、上記E T F - J D Rの信託財産である外国E T Fの分配金には、米国において30%の現地源泉税率が適用されています。

分配金の受け取りに際し、登録配当金受領口座方式、個別銘柄指定方式および配当金受領証方式を選択し、分配金を受領する受益者は、上記E T F - J D Rに係る分配金の支払いを行う受託者によって行なわれる外国税額控除を受けることができます。一方、株式数比例配分方式を選択し、分配金を受領する受益者は、受託者による外国税額控除を受けることはできません。また、実質的な支払の取扱者に当たる証券会社については、外国税額控除を行う義務が適用されません。したがって、株式数比例配分方式により分配金を受領する受益者は外国税額控除を受けることができません。

上記内容は、本お知らせ発表日現在の状況に基づくものであり、今後内容が変更される場合があります。

以上